

会員 各位

一般社団法人日本エイズ学会の設立について

平素より学会活動にご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

本学会は2013年度より理事会および総会・評議員会において議論を重ね、学会の法人化を推進して参りましたが、2016年6月に法務局に登記申請を行い一般社団法人日本エイズ学会が設立されました。

学会の一般社団法人化に当たり、本学会設立の目的を尊重し、一般社団法人化に伴う変更を可及的に少なくすべく、従来の方針に則って定款を作成致しました。会費等に変更はなく、会員の皆様はこれまでと同様に会員としての特典を受けて頂くことができます。

一方、一般社団法人化に伴う変更点としては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に定められた「社員」を設定し、最高意思決定機関としての「社員総会」を開催する必要があります。他の学会の状況についても調査し検討を行った結果、新たに「代議員」を設置し、代議員を社員として代議員総会を毎年開催致します。代議員は会員10名につき1名の割合で会員の皆様の選挙により選出されます。なお、第1回の代議員選挙は2017年夏頃に実施の予定です。代議員選挙の後、代議員の互選により理事選挙を実施致します。また、第1回代議員選挙実施までの期間における代議員については、従来の評議員の皆様一般社団法人日本エイズ学会の代議員および評議員への就任の意思を確認させて頂いた上、同意頂いた評議員の皆様が就任頂く方針です。なお、理事長の諮問機関としての「評議員会」、および「会員総会」は従来通り開催致します。また、一般社団法人は事業年度終了後3ヶ月以内に代議員総会を開催する必要があり、年次学術集会・総会の開催時期との整合性を図るため、事業年度を毎年10月1日～9月30日と致します。

以上、一般社団法人日本エイズ学会として、本学会の目的であるエイズとHIVに関する諸問題の研究の促進、会員相互の交流および知識の普及と啓発を図るべく、一層努力して参る所存ですので、会員の皆様におかれましては今後も本学会の活動にご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

2016年7月吉日

一般社団法人 日本エイズ学会 理事長 松下修三

学会法人化準備委員会

岡 慎一、市川誠一、畝井浩子、塩田達雄、塚田訓久、俣野哲朗、吉村和久